

久喜市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

久喜市母子保健法施行細則（平成25年久喜市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（養育医療券の再交付申請）

第5条 規則第9条第4項に規定する養育医療券の再交付の申請は、養育医療券再交付申請書（様式第9号）を市長に提出することにより行わなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。